



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- *1056 大池貴志川県立自然公園の区域の変更 (環境生活総務課)
- 1057 大池貴志川県立自然公園の公園計画の変更 (")
- 1058 大池貴志川県立自然公園の特別地域の区域の変更 (")
- 1059 平成19年度クリーニング師試験の実施 (生活衛生課)
- 1060 有害図書等の指定 (青少年課)
- 1061 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 1062 毒物劇物取扱者試験の実施 (薬務課)
- 1063 中小企業等協同組合に関して行政庁が定めることとされている事項 (商工振興課)
- 1064 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)
- 1065 基本測量の実施 (技術調査課)
- 1066 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1067 都市計画事業の認可 (下水道課)
- 1068 " (")
- 1069 都市計画事業の事業計画の変更認可 (")
- 1070 " (")
- 1071 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 正誤

平成19年7月6日付け和歌山県報第1873号和歌山県告示第889号中

告 示

和歌山県告示第1056号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第5条第1項の規定に基づき、大池貴志川県立自然公園の区域を変更し、同条例第6条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境室、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え付けて縦覧に供する。

平成19年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 追加する区域

海南市高津の一部

2 削除する区域

和歌山市永山、山東中の各一部

海南市高津の一部

紀の川市貴志川町長山、高尾の各一部

海草郡紀美野町国木原の一部

3 変更後の区域を表示した図面(省略)

和歌山県告示第1057号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)第7条第1項の規定に基づき、大池貴志川県立自然公園に関する公園計画を変更したので、同条例第8条第3項において準用する同条例第7条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境室、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え付けて縦覧に供する。

平成19年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 第3種特別地域から次の区域を削除する。

紀の川市貴志川町高尾、北の各一部

紀の川市桃山町調月の一部

海草郡紀美野町国木原の一部

2 次の単独施設を削除する。

種類	位置
園地	紀の川市貴志川町長山(尺谷池)
宿舎	紀の川市貴志川町高尾及び海草郡紀美野町国木原(山田ダム湖)

3 次の道路(歩道)を削除する。

名称	区間	主要経過地
大池・大旗山縦走線道路	起点 和歌山市永山 終点 和歌山市黒岩唐谷	大旗山、鶴者峠、孟子不動

4 次の道路(歩道)を追加する。

名称	区間	主要経過地
大池・大旗山線道路	起点 和歌山市永山 終点 和歌山市黒岩字立葉谷 終点 和歌山市黒岩字唐谷	大池、大旗山、鶴者峠、孟子不動、馬路峠

5 変更後の公園計画を表示した図面(省略)

和歌山県告示第1058号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)

第13条第1項の規定に基づき大池貴志川県立自然公園の特別地域の区域を次のとおり変更し、同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

変更後の区域を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局自然環境室、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え付けて縦覧に供する。

平成19年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 削除する区域

- 紀の川市貴志川町高尾、北の各一部
- 紀の川市桃山町調月の一部
- 海草郡紀美野町国木原の一部

2 変更後の区域を表示した図面(省略)

和歌山県告示第1059号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成19年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成19年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験の日時

平成19年11月16日(金)午前10時20分から

2 試験場所

和歌山県民文化会館(和歌山市小松原通一丁目1番地)

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

平成19年10月16日(火)から平成19年10月23日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成19年10月23日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

県内居住者は居住地を所管する保健所(新宮保健所串本支所を含む。)に、県外居住者は和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課に提出すること。

6 試験手数料

7,000円(和歌山県証紙を受験願書にはり付けること。)

7 合格発表

平成19年11月30日(金)午前10時に県庁北別館に合格者の受験番号を掲示するとともに合否について受験者に郵送で通知する。また、和歌山県ホームページ(<http://www.p>

ref.wakayama.lg.jp/)においても発表する。

8 得点の情報提供

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り情報提供する。

(1) 期間

平成19年11月30日(金)から平成19年12月21日(金)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後5時まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課又は各保健所(新宮保健所串本支所を含む。)

(3) 持参するもの

次に掲げるものを持参すること。

- ア 受験票又は合格証書
- イ 運転免許証等本人であることを証明する書類

9 その他

(1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課又は各保健所(新宮保健所串本支所を含む。)において配付する。

また、和歌山県ホームページの「申請書ダウンロード」から印刷することもできる。

(2) 試験についての問い合わせは、和歌山県環境生活部食の安全局生活衛生課(電話番号073-432-4111 内線2621)又は各保健所(新宮保健所串本支所を含む。)に行うこと。

和歌山県告示第1060号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成19年8月21日指定した。

平成19年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
雑誌	恋的伝言	08158-09	宙出版
雑誌	恋愛情事ラブパッション 9月号	09657-09	一水社
月刊誌	ピンキーマガジン 8月号	不明	H(アッシュ)
雑誌	ヤバ裏ッ vol.3	07666-09	オデッセウス出版
月刊誌	特冊新鮮組DX 9月号	06681-9	竹書房
月刊誌	NITRO-X 9月号	07111-9	雄出版
月刊誌	スコラ 9月号	15401-9	スコラマガジン
月刊誌	エキサイター vol.17	04118-09	メディア・クライス

雑誌	BLACK BOX vol.11	08842-09	メディア・クラ イス	月刊誌	実話ナックルズ 9月号	04877-9	ミリオン出版
雑誌	金のEX vol.4	05272-8	大洋書房	指定理由 著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。			
月刊誌	実話ナックルズEX 9月号	16809-9	ミリオン出版	和歌山県告示第1061号 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。 平成19年8月31日 和歌山県知事 仁坂吉伸			
雑誌	ジゲンR100 vol.02	05272-09	大洋書房				
月刊誌	実話ドキュメント 9月号	05267-9	竹書房				
月刊誌	実話マッドマックス 9月号	15279-09	コアマガジン				
月刊誌	ケータイバンディッツ 9月号	13319-09	ミリオン出版				
雑誌	増刊特冊新鮮組DX 9/1号	06682-9/1	竹書房				
月刊誌	マガジン・ウォー・ゼット 9月号	08397-09	マガジン・マガジン				

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3020100123	グループホームくおん	和歌山市太田43番地	共同生活援助	社会福祉法人いこい	和歌山市善明寺13番地	平成19.6.19

和歌山県告示第1062号

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)第8条の規定により公告する。

平成19年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 試験期日及び時間

平成20年2月3日(日)

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

(1) 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 3F特設会議室、4F中会議室、5F大会議室

(2) 田辺市新屋敷町1番地

紀南文化会館 4F研修室

3 試験区分

一般、農業用品目及び特定品目

4 試験科目

筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

エ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験申込書等の提出期間及び提出先

(1) 提出書類

ア 受験申込書

和歌山県福祉保健部健康局薬務課(以下「薬務課」いう。)及び各県立保健所(支所を含む。)に備え付けのもの

イ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、正面上半身で縦6cm×横4.5cmのもの1枚(裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)

ウ 受験手数料

10,500円(和歌山県証紙を消印せずにはり付けること。)

(2) 提出期間

平成19年11月22日(木)から平成19年12月5日(水)まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く。)とし、受付時間は午前9時から午後5時45分までとする。ただし、郵送による場合は、平成19年12月5日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先及び提出部数

薬務課(〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地)又は県立保健所(支所を含む。)に1部提出すること。なお、郵送の場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「毒劇物試験受験申込書」と朱書きし、薬務課に送付すること。

6 試験日等の注意

(1) 受験申込書は、かい書で明確に記入すること。

- (2) 受験者は、試験開始30分前までに集合すること。
- (3) 試験当日は、受験票及び筆記用具を持参すること。

7 受験票の送付

受験申込書を受理したときは、受験番号、受験場所等を記載した受験票を本人あて送付する。

なお、受験申込書を提出したにもかかわらず、平成20年1月18日(金)までに受験票が届かないときは、申込書提出先まで連絡すること。

8 その他参考事項

(1) 次のアからエまでに該当する者は、この毒物劇物取扱者試験に合格しても毒物及び劇物取締法第8条第2項の規定により、同法第7条に規定する毒物劇物取扱責任者になることができない。

- ア 18歳未満の者
- イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(2) 次に該当する者は、毒物及び劇物取締法第8条第1項の規定により、毒物劇物取扱者試験を受験する必要はない。

- ア 薬剤師
- イ 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者

和歌山県告示第1063号

和歌山県知事が所管する中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。)に関して同法及び中小企業等協同組合法施行規則(平成19年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)の規定に基づき行政庁が定めることとされている事項については、中小企業等協同組合法施行規程(平成19年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号)の定めるところによる。

平成19年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1064号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により

告示する。

平成19年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
橋杭2号棒受網加入区	串本漁業協同組合の地区のうち橋杭地区	棒受網漁業を主とする漁業(昭和58年和歌山県告示第612号において設定された漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち串本漁業協同組合の地区のうち橋杭地区に係る棒受網漁業を主とする漁業)

和歌山県告示第1065号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 基本測量(高密度メッシュ標高データ作成作業)
- 作業期間 平成19年9月3日から平成21年3月31日まで
- 作業地域 県内市町村全域

和歌山県告示第1066号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 主要県道
- 路線名 吉備金屋線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
		メートル	メートル	
有田郡有田川町大字徳田字假屋坂1番13地先から同町大字庄字下松山625番3地先まで	新	4.90 } 12.00	953.00	

和歌山県告示第1067号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 施行者の名称

紀の川市
 2 都市計画事業の種類及び名称
 粉河都市計画下水道事業 粉河町公共下水道
 3 事業施行期間
 自 昭和19年8月31日
 至 平成24年3月31日
 4 事業地
 (1) 収用の部分
 なし
 (2) 使用の部分
 なし

和歌山県告示第1068号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成19年8月31日
 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称
 紀の川市
 2 都市計画事業の種類及び名称
 那賀都市計画下水道事業 那賀町公共下水道
 3 事業施行期間
 自 昭和19年8月31日
 至 平成24年3月31日
 4 事業地
 (1) 収用の部分
 なし
 (2) 使用の部分
 なし

和歌山県告示第1069号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成19年8月31日
 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称
 紀の川市
 2 都市計画事業の種類及び名称
 桃山都市計画下水道事業 桃山町公共下水道
 3 事業施行期間
 自 平成14年10月8日
 至 平成24年3月31日
 4 事業地
 (1) 収用の部分

なし
 (2) 使用の部分
 なし

和歌山県告示第1070号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成19年8月31日
 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称
 紀の川市
 2 都市計画事業の種類及び名称
 貴志川都市計画下水道事業 貴志川町公共下水道
 3 事業施行期間
 自 昭和15年5月20日
 至 平成24年3月31日
 4 事業地
 (1) 収用の部分
 なし
 (2) 使用の部分
 なし

和歌山県告示第1071号
 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 平成19年8月31日
 和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2927	紀の川市貴志川町大字長原字大前653-1の一部	和歌山市手平4丁目6番70号 国土建設株式会社 代表取締役 瀧敏秀	平成19.8.20	6.00	47.29

正 誤

正 誤
 平成19年7月6日付け和歌山県報第1873号和歌山県告示第889号中

ページ	段	行目	誤	正
5	左	下から25	898から910まで	898から901まで、906から910まで